

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け

貸付申込説明書

提出書類は、申込時に再度、確認してください。

【申込方法】

1 提出書類

- (1) 貸付申込書 (1/4)
- (2) 借入状況等申告書 (2/4)
- (3) 貸付事業における個人情報に関する同意書 (3/4)
- (4) 貸付借用証書 (4/4)
- (5) 申込日直近の給料等明細書の写し
- (6) 貸付事由ごとに必要な添付書類 (送金額100万円未満の一般貸付けは不要。詳細はP3)
- (7) 申立書 (必要な場合のみ。送金額100万円未満の一般貸付けは不要。詳細はP5)
- (8) 団信制度適用申込書 (教育貸付けに加入する場合のみ) (詳細はP12)

2 提出方法

交換便又は郵便 (締切日に間に合うように送付してください。)

3 受付スケジュール

回	貸付申込受付期間	貸付決定通知の発送日	貸付日
1	令和8年3月11日(水) ~ 4月10日(金)	5月11日(月)	5月13日(水)
2	4月13日(月) ~ 5月8日(金)	6月4日(木)	6月10日(水)
3	5月11日(月) ~ 6月10日(水)	7月6日(月)	7月10日(金)
4	6月11日(木) ~ 7月10日(金)	8月6日(木)	8月10日(月)
5	7月13日(月) ~ 8月10日(月)	9月4日(金)	9月10日(木)
6	8月12日(水) ~ 9月10日(木)	10月6日(火)	10月13日(火)
7	9月11日(金) ~ 10月9日(金)	11月6日(金)	11月11日(水)
8	10月13日(火) ~ 11月10日(火)	12月4日(金)	12月10日(木)
9	11月11日(水) ~ 12月10日(木)	令和9年1月7日(木)	令和9年1月13日(水)
10	12月11日(金) ~ 令和9年1月8日(金)	2月4日(木)	2月10日(水)
11	1月12日(火) ~ 2月10日(水)	3月4日(木)	3月10日(水)
12	2月12日(金) ~ 3月10日(水)	4月6日(火)	4月12日(月)

○申込締切

毎月10日 (土日祝の場合はその前平日)
必着

○貸付決定日及び通知

交換便等により所属所に送付します。

○貸付日 (貸付金の送金日)

- ・指定金融機関コード、支店コード及び口座番号等の誤りがあると振込不能になります。再送金処理には日数がかかりますのでご注意ください。
- ・貸付金の着金は、指定の受取金融機関により、貸付日 (送金日) の翌日以降となる場合があります。

個人情報保護のため、組合員本人又は共済事務担当者以外の方からの問合せには応じておりません。

公立学校共済組合東京支部 貸付担当

(教育庁福利厚生部給付貸付課)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 14階南側

TEL (直通) 03-5320-6823 (内線) 53-665~6

(受付時間) 平日 9時から 16時まで

URL : <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/guide/shikin/index.html>

Email : kashitsuke<at>section.metro.tokyo.jp (<at>は@に置き換えてください。)



目次

1 貸付種別、貸付限度額、添付書類等	- 3 -
2 利率と利息	- 4 -
3 申込資格	- 4 -
4 貸付けの申込み	- 5 -
5 償還方法(定期償還、繰上償還、即時償還、償還猶予等)	- 7 -
6 借換え(同一種別の借増し)	- 11 -
7 貸付保険(すべての貸付種別に適用され、強制加入となります。)	- 12 -
8 団信制度(教育貸付けのみ)(任意加入)	- 12 -
9 Q&A	- 13 -
参考 一般・教育・医療・結婚・葬祭貸付けのモデルケース	- 15 -
参考 賦金率表	- 16 -

1 貸付種別、貸付限度額、添付書類等

貸付種別	貸付限度額 償還限度回数	貸付事由	添付書類等
一般	200万円 毎月120回 ボーナス20回	<p>組員(特別貸付けの対象者(注1))を除く。以下同じ)が臨時に資金を必要とする場合 《例》車・家具・電気製品等の購入、旅行、住宅購入諸費用、引越し等</p> <p>※貸付日から2年間は借換え不可(P11)</p>	<p>○送金額が100万円以上の場合 必要額、現金支払日等が明記されていて、確実に支払うことが確認できる書類の写し 《例》組員名義の契約書、請書、請求書、注文書、領収書(注2)等</p> <p>○送金額が100万円未満(新規貸付けは90万円以下)の場合は、添付書類不要</p>
教育 (団信制度適用可能)	550万円 毎月250回 ボーナス41回	<p>組員、被扶養者並びに被扶養者でない子、孫及び兄弟姉妹が、 ○学校教育法に基づく学校(注3)に入学又は修学するため、貸付日から概ね1年間以内の資金を必要とする場合</p> <p>○外国の教育機関の場合 正規の教育課程の修学年限が1年以上である教育機関に3か月以上修学(入学・修学又は受講が必須であるもの)するため、当該年度内の資金を必要とする場合</p> <p>○金融機関等の教育ローンを返済する場合(在学中に限る)</p> <p>○(概ね1年以内に必要となる)アパート代、引越代等、通学の交通費(通学定期代等。定期代は、購入可能な最長期間の定期券額を基に算定する。)</p> <p>※就学支援金等の対象となる授業料の場合、就学支援金等を除いた額が貸付対象となります。就学支援金等の受取前に学費等を支払う必要があり、就学支援金相当額を含めて貸付申込みする場合は、就学支援金等の受取後に一部繰上償還する旨の申立書が必要です。</p>	<p>①入学又は修学の事実を確認できるア又はイの書類。ただし、②の書類で修学の事実を確認できる場合は①は省略可。 ア 在学証明書(3か月以内に発行)(学生証は不可) ※ 入学前の場合は、願書、受験票、合格証等の写しでも可 イ 外国の教育機関の場合 入学(修学・受講)許可証等の教育機関の証明書(和訳文を添付)の写し</p> <p>②必要額及び納付期日等が確認できる書類(納付書、領収書(注2)・請求書等の写し)</p> <p><教育ローンを返済する場合> 上記①、③教育ローン(カードローン不可)であることが確認できる金融機関等の残高証明書及び④過去3か月の返済が確認できる書類(通帳)の写し等</p> <p><アパート代、引越代の場合> 上記①及び⑤建物の賃貸借契約書の写し、引越契約書の写し</p> <p><定期券代の場合> 上記①及び⑥定期券の写し(購入前の場合には、通学経路の分かる書類を提出し、購入後に写しを提出。)</p>
災害	200万円 毎月120回 ボーナス20回	<p>組員又は被扶養者が非常災害を受けたため資金を必要とする場合 (原則として、り災後3か月以内)</p>	<p>り災の事実を証明することのできる官公署等発行の証明書の写し(災害見舞金の請求書・決定通知書の写しも可) 《非常災害の例》地震・水害・火災・盗難等</p>
医療	120万円 毎月110回 ボーナス18回	<p>組員、被扶養者並びに被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹及び父母(配偶者の父母を含む。)が、医療を受けるため資金を必要とする場合</p>	<p>医療費を要する事実を証明することができる書類(医師の診断書等)</p>
結婚	200万円 毎月120回 ボーナス20回	<p>組員又は子が結婚するため資金を必要とする場合(結婚式費用、新婚旅行の旅費等) ○結婚式又は入籍日等から前後6か月以内であること。 (ただし、支払済の場合は支払日から概ね1か月以内であること)</p>	<p>①結婚の事実を証明する書類(式場の申込受理書等の写し、戸籍抄本、住民票、婚姻届受理証明書等)</p> <p>②必要額を確認できる書類(契約書・請求書・領収書(注2)等)の写し</p> <p>※見積書は、注文を確認できる記載が必要。 例:従業員による注文の証明(「上記注文をお請けしました。」等)の加筆と押印。</p>

葬 祭	200万円 毎月120回 ボーナス20回	被扶養者並びに被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹及び父母(配偶者の父母を含む。)の葬祭のため次の事由で資金を必要とする場合 ○葬祭対象者に係る葬儀 ○葬祭対象者の死亡日から2か月以内に行われる当該葬祭対象者の法事等 ○葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立	①死亡の事実と組合員との続柄が確認できる書類(死亡診断書の写し、戸籍謄本、住民票等) ②必要額が確認できる書類(契約書、請書、請求書、領収書(注2)等)の写し ③申込事由により次のいずれかの書類 ア 葬儀又は法事の場合 葬儀・法事等を行うことが明らかとなる書類(会葬礼状等)の写し イ 墓地の取得及び墓石の建立の場合 支払日を確認できる書類の写し(生前取得不可)
--------	--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○貸付額(申込額)は10万円単位です(教育貸付けで金融機関等の教育ローンを返済する場合は1円単位です)。

○一般貸付け(送金額が100万円以上)、教育貸付け、結婚貸付け及び葬祭貸付けを、新規に申し込む場合の貸付額(申込額)は、添付書類で確認できる必要額以下です。

借換えて申し込む場合の貸付額(申込額)、送金額の算出方法はP11を参照。

(注1) 一般組合員のうち任期の定めのある者(暫定再任用フルタイム勤務職員等)及び短期組合員(臨時的任用教職員(産休・育休代替教職員、期限付任用教員)、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員等の非常勤職員)は、特別貸付けのみ申込可能です。

(注2) 領収書は、支払日から概ね1か月以内のものに限ります。詳細はP13No6を参照。

(注3) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、高等専門学校、大学(短大・大学院を含む)、専修学校及び各種学校。

2 利率と利息

(1) 利率(年利)は変動金利で、令和8年3月現在の利率は下表のとおりです。

利率の変動があった場合、既に貸付けを受けて償還中の方も利率変更され償還額が変更になります。

☆ 貸付利率(貸付金保険料一部負担分0.06%含む。) (令和8年3月現在)

貸付種別	利率(年利)
一般・教育・医療 結婚・葬祭	1.32%
災害	0.99%

(2) 利息の算定は、貸付日の属する月の翌月の初日から起算し、1か月を単位として計算します。

(1か月に満たない場合は、1か月として計算します。)ボーナス償還に係る利息は、貸付日の属する月の翌月から利息を徴することとし、6月ないし12月毎の6か月を単位として算定します。

ただし、6か月に満たない場合は、1月を単位とします。

3 申込資格

(1)及び(2)に該当する方は申込みが可能です。ただし、(3)のいずれかに該当する場合は除きます。

(1) 公立学校共済組合東京支部の組合員で、組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること。

※東京都職員共済組合など他共済組合からの転入者は、転入前の共済組合での組合員期間が引き継がれます(私学共済を除く。)

(2) 貸付日に在職していること(3月退職予定者の申込みは、第10回令和9年1月8日受付分までです。)

【休業中等の場合】

給与が支給されない育児休業中、配偶者同行休業中、病気休職中、大学院修学休業中及び介護休暇中の場合でも、申込みができます。

ただし、病気による休職の場合、貸付金額(借換え(P11)の場合は借換後の貸付金額)の上限は、仮定退職手当(申込時において自己都合により退職したと仮定して計算された場合の退職手当)の範囲内とします。

【注意事項】：無給休職・無給休業で給与が支給されない場合は、自宅宛てに納付書を送付しますので、期日までに振込みしてください。期日までに振込みされない場合は、全額即時償還を求めます。

(3) 貸付けを申込みできない場合

以下のいずれかに該当する場合は申込みができません。

- ア 生活費、投資、クレジットカード払い等の費用に充てる場合
- イ 金融機関等への返済に充てる場合(教育貸付けにおける「教育ローン」を除く。)
- ウ 申込書、添付書類等に虚偽がある場合
- エ 年間の償還額(他の金融機関を含む。)の合計金額が申込人の例月給料(P13No4。以下同じ)の4.8倍を超える場合
- オ 毎月の償還額の合算額が例月給料の10分の3を超える場合、又は1回当たりのボーナス償還額の合算額が例月給料の10分の6を超える場合
- カ 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けについて、未償還元金の総額と申込金額の合計額が、700万円を超える場合
- キ 他共済組合の借入れがあり徴収嘱託(当共済組合が代わって給与控除)を受けている場合
他共済組合の借入れを、当共済組合の同一種別の貸付けに借換えをしなければ申込みができません。
借換えに当たっては、貸付けを受けている他共済組合が発行した残高証明書(当共済組合の送金月末時点)に記載された金額(円単位)を貸し付けます。
- ク 支部長が償還の確実性がないと認める場合
「償還の確実性がない」と認めるときは、申込人が以下のいずれかに該当する場合です。
(ア) 給与の差押えを受けている場合、民事再生や自己破産等の状態となった場合、弁護士等に債務整理を依頼している場合等
(イ) 貸付保険事故者
(ウ) 懲戒による停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない場合
(エ) その他、債務不履行に至るおそれのある事由がある場合
(オ) その他法令、貸付規程に違反したとき又は貸付けが適当と認められない場合

4 貸付けの申込み

(1) 提出書類

- ア 貸付申込書(1/4)
- イ 借入状況等申告書(2/4)

ア～エ、キは東京支部のホームページからダウンロードしてください ⇒



- 当共済組合及び当共済組合以外(金融機関等)への年間の償還額(返済額)の合計が、例月給料の4.8倍の額を超えている場合は貸付けできません。申込時点で、将来の借入れ予定がある場合も記入してください。
- 組合員が以下のいずれかに該当した場合、当該事実を所属所長へ通知することについての同意も兼ねています。

- ① 貸付申込み時の添付書類等に虚偽の記載があった場合。
- ② 貸付事故(貸倒れ)が発生した場合。
- ③ 貸付規程に違反した場合。

- ウ 個人情報に関する同意書(3/4)
- エ 貸付借用証書(4/4)
- オ 申込日直近の給料等支給明細書の写し
- カ 貸付事由に応じた添付書類(送金額100万円未満の一般貸付けは不要。)(P3)
- キ 申立書(送金額100万円未満の一般貸付けは不要。提出の可否は案件によって異なります。)

【例】「請求書の宛て先が配偶者だが申込人が費用負担する」「入学先決定後に関係書類を提出する」
「授業料の就学支援金等を受領したら、その額を一部繰上償還する」

- ク 団信制度適用申込書(団体信用生命保険(だんしん)・債務返済支援保険)【任意加入】(P12)
教育貸付けが対象。貸付担当に連絡して、早めに入手してください。

(2) 提出書類の留意点

ア 貸付申込書等への押印

組合員の印、所属所の公印、給与取扱者の印を、遺漏なく押印してください。

団信申込書には、金融機関届出印を5枚複写全てに押印してください（誤記の訂正印も同様です）。

イ 送金先の金融機関口座

ゆうちょ銀行を除きます。

金融機関コード、支店コード及び口座番号等に誤りがある場合、送金不能になります。

ウ 契約書、注文書、請求書

①～④が明記してあるものを提出してください。

①必要額

②支払日

③支払者（組合員本人以外は原則不可）

④支払方法（ローン、クレジットカードは不可）

エ 見積書

上記①～④の記載の他に、注文先の従業員による「注文の証明の加筆」と「押印」が必要です。

【例】

上記注文をお請けしました。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇 担当 〇〇 〇〇 (印)

オ 領収書（支払後の申込みの場合は必須）

支払日から概ね1か月以内のものに限ります(P13No6)

組合員氏名（フルネーム）宛ての記載が必要です。

カ 教育貸付け（申込事由が授業料等）

就学支援金等を除いた額が貸付対象となります。就学支援金等の受領前に学費等を支払う必要があり、就学支援金相当額を含めて貸付申込みする場合は、「就学支援金等の受領後に一部繰上償還する」旨の申立書を提出してください。

キ 医療貸付け

現に医療を受けている方が対象となります。請求書、見積書等は不要です。

(3) 申込書類の提出方法

交換便又は郵便で、貸付担当宛て提出してください（持参はご遠慮ください）。

発送は、共済事務担当者又は申込人のどちらからでも構いません。

提出された申込書類は返却しませんので、必要に応じて控えを取ってください（貸付借用証書は償還完了後に返却します。）

(4) 申込締切の厳守等

申込締切（表紙参照）必着（厳守）で提出してください。

締切を過ぎた場合は、申込回の翌回以降での取り扱いとなります（支払済の費用など、案件によって貸付対象外となる場合があります。）。

(5) 貸付審査及び決定

ア 審査の過程で確認すべき事項がある場合は、貸付担当から、共済事務担当者又は申込人に照会し、書類の訂正、追加等を依頼することがあります。

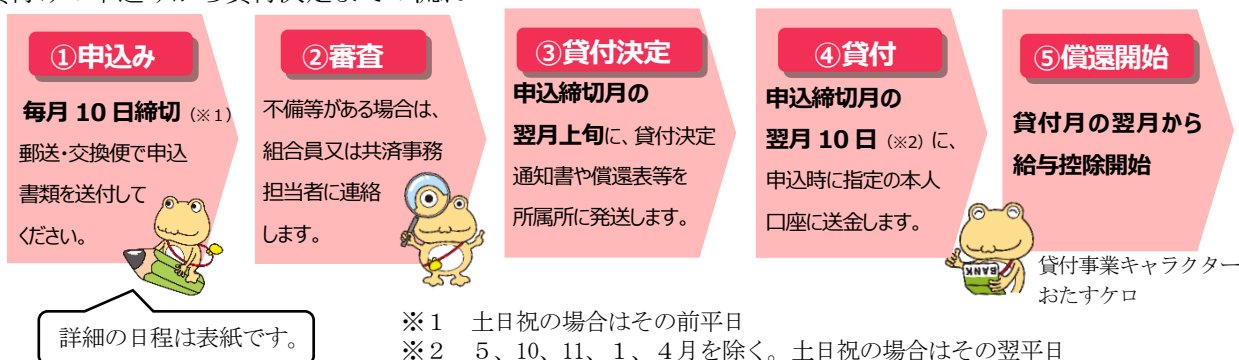
イ 貸付決定後に、以下の書類を交換便又は郵便で所属所宛に送付します。

①貸付決定通知書（所属所長宛て）

②貸付決定通知書（本人宛て）

③償還表

(6) 貸付けの申込みから貸付決定までの流れ



5 償還方法(定期償還、繰上償還、即時償還、償還猶予等)

(1) 定期償還の種類

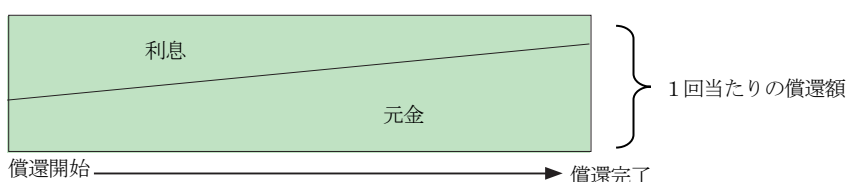
ア 定期償還の種類

元利均等払い^(※)により、毎月の給与から控除する①毎月償還と、毎月償還に加えて期末勤勉手当からも控除する②ボーナス併用償還があります。貸付申込時に、①か②を選択できます。

	①毎月償還	②ボーナス併用償還
定期償還	貸付月の翌月から毎月、元利均等額を給与から控除。	貸付金額が100万円以上で、借受人が希望する場合に、毎月償還と併用して、毎回元利均等額を6月と12月の期末勤勉手当から控除。ボーナス償還に充てる額は貸付金額の2分の1以内で50万円単位。
償還回数	各種別の限度の範囲内で、退職までの期間に関係なく、希望する回数	毎月償還の償還回数の6分の1の範囲内で、希望する回数
1回当たりの償還額	他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の10分の3以内	他の種別の共済貸付金の償還額を含めて「例月給料」の10分の6以内

※元利均等払い

元金と利息を合算した毎回の償還額を、全期間同じ金額で返済する方法。償還が進むにつれて、償還額に占める元金の金額が増えます。最終回は端数処理のため、償還額が変動します(概ね100円以内)



イ 1回当たりの償還金額の算出

賦金率表(P16)又は公立学校共済組合のホームページに掲載の「貸付シミュレーション」を活用してください。



ウ 償還方法の変更

貸付申込時に選択した償還方法、償還回数、1回当たりの償還金額は、以下の場合を除いて変更できません。

変更できる場合	一部繰上償還した場合(P8)	償還回数(当初の回数の範囲内)、1回当たりの償還金額
	借換えした場合(P11)	償還方法、償還回数、1回当たりの償還金額

(2) 繰上償還

ア 制度の内容

償還期間中に未償還元金の全額又は一部を、当初の支払期日を繰り上げて償還することにより、利息を減らす効果があります。繰上償還を行う際の手数料は不要です。

2か月続けての同一貸付種別の繰上げはできません。

所得税の住宅借入金等特別控除制度への影響については「住宅・介護構造部分・住宅災害貸付け 貸付申込説明書」を参照

【繰上金額】

全額繰上償還	未償還元金の全額※
一部繰上償還	①毎月償還 未償還元金10万円以上（1円単位）※
	②ボーナス併用償還 未償還元金20万円以上（1円単位）※ ・毎月償還分のみは不可で、繰上償還額の2分の1以上をボーナス償還分に充てる。 【例】70万円を繰上償還する場合、ボーナス償還分は35万円以上。 ・ボーナス償還分を全額償還する場合は、ボーナス償還分のみ繰上償還が可能。

※納付月の給与及びボーナスから控除した後の未償還元金。「償還表」(P6)を参照。

ボーナス償還の経過利息（下表）及び償還猶予金の残額がある場合、その額を加算。

繰上金額の納付月	6・12月	7・1月	8・2月	9・3月	10・4月	5・11月
ボーナス償還の経過利息	無	1か月分	2か月分	3か月分	4か月分	5か月分

イ 申込方法

「全額繰上償還申出書」又は「一部繰上償還申出書」を東京支部ホームページから出力し、記入・押印して貸付担当に提出してください。

全額繰上
一部繰上
償還猶予



※所属所長の公印、給与取扱者の印は不要です。

【提出期限】 5月から1月までの毎月10日（土日祝の場合はその前平日）

ウ 納付方法等

【納付方法】 貸付担当が所属所に発送する納付書※で、金融機関の窓口（みずほ銀行はATM利用可能。ネット振込みは不可。）で納付。給与控除や口座引落としはできません。

※申込締切月の翌月1日（土日祝の場合はその翌平日）に発送します。

【納付期限】 納付書にて指定する期日（申込締切月の翌月14日前後）

エ 納付完了後

全額繰上償還	以下（5）と同じ
一部繰上償還	納付月の翌月1日（土日祝の場合はその翌平日）に、繰上償還を反映した新たな償還表を所属所に発送します。

オ 繰上償還の申込みから納付後までの流れ



(3) 即時償還

次の事由のいずれかに該当した場合は、貸付金の未償還元利金を即時償還していただきます。該当する事例が発生した場合は、貸付担当まで連絡してください。

ア 組合員の資格を喪失したとき

○退職するとき 退職手当が支給される場合の償還方法は、以下イを参照。
○他共済組合へ転出するとき 【東京都職員共済組合や東京都市町村職員共済組合（市教委事務局等）へ転出】 原則として即時償還となります。 ただし、概ね5年以内に公立学校共済組合に戻る予定のある方で本人が希望する場合は、徴収嘱託制度（他共済組合が代わって給与控除）を利用できます。 【国家公務員共済組合へ転出する場合】 原則として即時償還となります。 ただし、概ね5年以内に公立学校共済組合へ戻る予定のある方で、かつ、当共済組合の団体信用生命保険に加入している方が希望する場合は、納付書により償還を続けることができます。
○当共済組合の他支部へ転出するとき 【道府県の公立学校・他県等の公立共済直営病院等へ転出】 退職手当が支給されずに他支部へ転出する場合は、転出先支部で償還を続けることができます。

イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けることができるとき

○退職手当から未償還元利金の全額を控除できる場合 退職手当から未償還元利金の全額を控除します。
○退職手当から未償還元利金の全額を控除できない場合 以下①又は②による納付等を、借受人が選択して納付します。 ①退職手当から控除せず、貸付金未償還元利金の全額を退職前に納付書で納付 ②退職手当からの控除後になお残る未償還元利金を、退職手当支給前に納付書で納付

ウ 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

エ その他、貸付規程に違反した事実が明らかになったとき（債務不履行等）

※貸付規程違反となった場合は、その旨を所属所長に通知します。

(4) 償還猶予

ア 制度の内容

下表の事由に該当する場合は、借受人の申出により償還を猶予することができます。

事由	猶予期間
①育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
②配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内
③引き続き1か月以上の介護休暇(時間取得を除く。)の承認を受けたとき	介護休暇の承認期間内
④心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき	無給休職の期間内 ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。

イ 申込方法

「償還猶予申出書」を東京支部ホームページから出力し、

記入・押印して貸付担当に提出してください。

※所属所長の公印が必要です。

【提出期限】 猶予希望月の前月14日（土日祝の場合はその前平日）

全額繰上
一部繰上
償還猶予



ウ 猶予期間満了後の償還方法（倍返し）（下図参照）

償還猶予期間が満了した翌月から、猶予した回数分、「1か月分の猶予額」を毎月の定期償還額に合算して給与から控除します。

ボーナス併用償還の場合は、償還猶予期間が満了した直後の期末勤勉手当支給月から、猶予した回数分、「1回分の猶予額」を毎回のボーナス償還額に合算して期末勤勉手当から控除します。

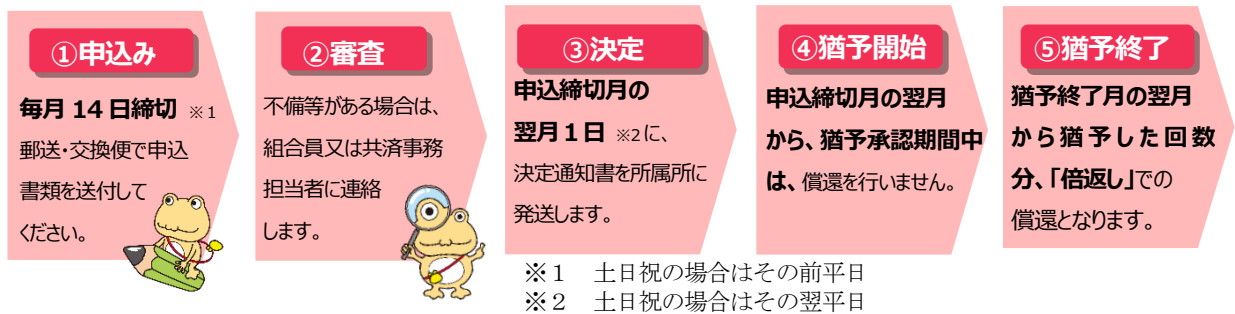
【例】償還猶予期間が7月から12月までの場合

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
						1月 例月分	2月 例月分	3月 例月分	4月 例月分	5月 例月分	6月 例月分 ボーナス※	7月 例月分	8月 例月分
						7月 例月分	8月 例月分	9月 例月分	10月 例月分	11月 例月分	12月 例月分 ボーナス※	※ボーナス併用償還の場合	

エ 償還猶予に当たっての注意事項

償還猶予期間中に 育児休業又は配偶 者同行休業の承認 期間の変更	【休業期間を延長したとき】 償還猶予期間の延長を希望するときは、「償還猶予申出書（延長）」を提出
	【休業期間を短縮したとき】 償還猶予期間も短縮する必要があるため、「償還猶予申出書（短縮）」を提出
償還猶予期間中に 出産	【妊娠出産休暇中】 有給により償還猶予できないため、「償還猶予申出書（短縮）」を提出
	【出産後に育児休業を取得】 再度、「償還猶予申出書（新規）」による申出が必要
住宅借入金等特別控 除制度への影響	【一般貸付けを適用させた場合】 「住宅・介護構造・住宅災害貸付け 貸付申込説明書」を参照

オ 償還猶予の申込みから納付後までの流れ



(5) 償還の完了

毎月償還及びボーナス償還の両方の償還が完了した場合、その翌月に、所属所へ以下の書類を送付します。

ア 償還完了通知書

所属所宛に、償還が完了した貸付けをお知らせします。

該当する貸付けに関する書類（貸付決定通知書等）は、所属所が廃棄します。

イ 貸付借用証書（「償還完了」の押印済）

所属所から借受人が受領し、適宜処理してください。

6 借換え(同一種別の借増し)

(1) 制度の内容

既に貸付けを受けている借受人が同じ貸付種別での増額を希望する場合、未償還金額に、必要額を加えた金額(10万円未満切捨て)で申し込むことにより、未償還金額の全額繰上償還をせずに、必要額の貸付けを受けることができます。

この場合、新たな申込額から未償還金額(ボーナス分経過利息も含む。)が差し引かれて(全額繰上償還され)、残りの金額が実際に送金(振込)されます。

(2) 申込方法

貸付申込書1/4を、以下のように記載します。それ以外は、上記4(1)と同じ要領で作成してください。

【貸付区分】 借換

【借換時の未償還元利金】 送金月の月末の未償還元金(償還表参照)

(3) 申込額の計算方法 【例】6月10日送金で新たに113万4千円が必要になった場合。

【申込額】

必要額	+	既借受残額 (未償還元利金)	=	合計	→	申込金額
1,134,000円		570,576円		1,704,576円		1,700,000円
		(新たに貸付けをする月末の残高)				(10万円未満切捨て)

【送金額】

申込金額	-	既借受残額 (未償還元利金)	=	※送金(振込)額
1,700,000円		570,576円		1,129,424円

※借換えにより新たに170万円を借り受けたこととなります。

※一般貸付けの場合、送金(振込)額が100万円を超えない場合は、添付書類は不要です。

【償還のイメージ】

	5月	6月=送金月	7月
既存の貸付	6月末で控除完了		
借換後の貸付		6月に送金	7月から控除開始

(4) 一般貸付けの借換え

ア 一般貸付けの場合、送金(振込)額が100万円以内の場合は、添付書類が不要です。

イ 一般貸付けの借換えについては、既貸付金を交付した月から起算して2年を経過していないと借換えすることができません。

【例】令和5年10月に貸付け(送金)を受けた場合

⇒令和7年10月の貸付け(送金)から借換え可能

7 貸付保険(すべての貸付種別に適用され、強制加入となります。)

万が一、借受人が貸付金を返済できない場合（債務不履行）に、借受人への債権を保険会社へ譲渡することで、公立学校共済組合の貸付金を確保します。借受人の貸付金の返済が免除されるものではなく、借受人は残金を保険会社へ返済することとなります。

この制度の導入により、担保（抵当権の設定、連帯保証人等）は不要となります。

公立学校共済組合と損害保険会社が「貸付保険」の契約を締結し、その貸付金保険料は公立学校共済組合と借受人が負担します。このうち、借受人の保険料負担率は年率0.06%で、借受人は貸付金の利率にこの率を上乗せした利率により償還することになります。

8 団信制度（教育貸付けのみ）（任意加入）

団信制度には、①団体信用生命保険（だんしん）と②債務返済支援保険があり、教育貸付けを借り受ける際に、任意で加入できます。団体信用生命保険（だんしん）の掛金は、公立学校共済組合が40%以上を負担していますので、借受人にとって大変有利な制度です。


	①団体信用生命保険（だんしん）	②債務返済支援保険（団信特約保険）
制度の概要	借受人が貸付金の償還期間中に死亡又は高度障害等で保険金の支払要件に該当したとき、借受人に代わり保険会社が未償還元金相当額を当共済組合に支払うものです。 このことにより借受人は、返済を免除されます。	傷害又は疾病（所定の精神障害を含む。）により就業障害状態になり、1か月を超えて休業したとき（給与の支給の有無は問いません。）、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として、保険会社が加入者に支払うものです（免責期間30日、補償対象期間最長3年間）
加入資格	貸付金額が50万円以上で、健康状態が告知事項に合致する方	①だんしんの適用者で、健康状態が告知事項に合致する方
申込み	○この保険は任意加入です。②債務返済支援保険だけの加入はできません。 ○加入希望者は、健康状態に関する告知事項を確認し、 <u>貸付申込時</u> に団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書で申し込んでください。 ○団体信用生命保険未加入者は、年1回（10月～11月）に①だんしんの中途適用に申し込むことができます。 東京支部広報誌かがやき秋号（10月1日発行）でお知らせします。 ○申し込む場合は、借受人から直接貸付担当へ申込書を請求してください。	
脱退	貸付金の償還が完了すると自動脱退となります。 任意に脱退を希望する場合は、貸付担当に連絡してください（保険料充当月の3か月前までに申し込むと保険料充当月の前月末日で脱退となります。）	
保険料の口座引落とし	年1回、貸付月の翌々月の22日に加入者が指定した預金口座から、①だんしんと②債務返済支援保険を合算した1年間分の保険料が引き落とされます。	
保険金請求に関する連絡先	給付貸付課貸付担当 電話 03-5320-6823	債務返済支援保険保険金相談センターフリーダイヤル 0120-614-191 受付時間 月～金（祝日を除く） 午前10時から午後4時まで
団信制度全般に関する問い合わせ	○給付貸付課貸付担当 電話 03-5320-6823 ○公立学校共済組合 団信担当 フリーダイヤル 0120-080-456 受付時間 月～金（祝日を除く）午前10時から午後4時まで	

(注) 詳細は、「団信制度適用申込の手引」をご覧ください。

「団信制度適用申込の手引」と「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」は、貸付担当まで請求してください。

9 Q&A

番号	質問	回答
1	他の銀行等と比べて、公立共済の貸付けのメリットは何か。	【一般、教育、結婚、住宅（リフォーム、修理）】 利率の低さ（申込人ご自身が他行と比較を。） 【住宅（新築・中古の購入）】 担保不要（⇒抵当権設定費用ゼロ）、団信加入が任意 【貸付全般】 給与控除（⇒返済が楽）、借換・繰上の手数料全て無料
2	提出書類ごとの、おおまかな期限を知りたい。	【貸付申込書】 毎月10日（表紙参照） 【繰上償還申出書】 毎月10日（貸付申込書と同じ） 【償還猶予申出書】 毎月14日（土日祝の場合はその前平日）
3	請求書の代金が123万円ですが、130万の貸付申込みはできますか。	できません。必要な費用の10万円未満の端数切捨てとなるため、貸付額は120万円となります。
4	例月給料とは何ですか。給与明細のどこに記載されていますか。	【公立学校教員】 給料表額＋教職調整額＋給料の調整額 給与明細の左側一番上の「給料」の欄の金額です。 【行政系職員等】 給料表額 【東京都公立大学法人の年俸制の教員】 （基本給＋職務基礎額）/1.25を例月給料とみなします。
5	クレジットカード払いやローンの返済に対して、貸付けはできますか。	できません。借金の返済に該当するためですが、例外は以下のとおりです。 ・教育ローン（対象者が在学中。カード払いを除く） ・自動車ローン（残価設定型で残価部分の一括買取のみ） ・他の共済組合からの借入れ（私学共済を除く）
6	代金支払後に貸付けを申し込む場合、いつ以降の領収書が対象となりますか。	支払日が前回申込受付期間の初日以降である領収書です。 【例】希望する申込受付期間が6月11日～7月10日の場合、前回の申込受付期間の初日である5月11日以降の領収書が対象となります。
7	退職まで3年しかありません。償還回数は何回まで設定できますか。	償還回数は、残在籍年数に関係なく、償還限度回数まで設定可能です。
8	退職手当の支給後に再任用職員になれば、定期償還を継続できますか。	できません。引き続き再任用職員となる予定でも、退職手当が支給される場合は退職手当から未償還元金の全額を控除します。再任用職員は特別貸付けのみ利用できます。
9	一般貸付けを既に借りていて、5月貸付け（送金）で新たに55万円が必要。5月の未償還元金が67万円なので、申込額は120万円（55+67万円の10万円未満切捨て）になりますが、添付書類は必要でしょうか。	不要です。借換えでの送金額は 「申込額-未償還元金」=(120-67)=53万円 となり、 <u>送金額が100万円未満の場合は、添付書類が不要です。</u> ※送金額が100万円以上の場合は、添付書類が必要 ※借換え時の計算方法は、P11を参照。
10	一般貸付けで150万円、教育貸付けで500万円の未償還元金がある場合、新たに結婚貸付けで80万円の貸付けはできますか。	できません。一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の合計が700万円を超えるときは、総額規制対象貸付けにより貸付けできません。合計金額が700万円以下になるように貸付けを申し込んでください。
11	一般貸付けを、住宅取得に充てるために借りた場合、住宅借入金等特別控除制度の対象となりますか。	住宅貸付けと併せて申し込む場合で、住宅貸付けの資金計画欄に一般貸付けの記載があり、住宅に関する契約金の一部であること（住宅取得の諸経費に充てた場合は対象外）が証明できる場合は対象となります。この場合、一般貸付けの償還回数は120回のみ設定可能です。

番号	質問	回答
12	教育貸付けで、願書提出後の段階でも入学金等（受験料を除く。）の費用を申し込めますか。	できます。①願書か受験票、②費用がわかる書類（入試要項等）、③「金額確定後に残額を繰上償還する」旨の「申立書」の3点が必要です。受験料は一般貸付けとなります。
13	大学の授業料への教育貸付けは何年分まで対象ですか。	1回のお申込みは概ね1年間分の費用が対象ですが、それ以降の費用は、「借換え」で上限（550万円）まで追加可能です。貸付日現在、在学中であることが条件です。
14	教育貸付けで、アパート代や引越し代を借りることができますか。	できます。就学のために必要なアパート代（敷金、礼金、管理費等を含む。概ね1年間以内）や、引越し代を申込みできます。
15	教育貸付けで、他の金融機関等で借りた教育ローンの借換えを希望します。借換えの条件と必要な添付書類を知りたい。	貸付事由（P3）に該当する教育機関に支払う授業料等のために借りたローン（カードローン除く）が対象です。貸付日現在、在学中であることが条件です。 ①金融機関等が発行する残高証明書と、②直近3か月の返済状況が確認できる書類（通帳等の写し）が必要です。
16	奨学金を借りている場合、教育貸付けの借換えはできますか。	できません。借換えは貸付日現在に在学中であることが条件となっているため、卒業後に償還する奨学金制度は対象外となります。
17	医療貸付けで、治療にかかる費用がわかりません。見積書は必要ですか。	不要です。医療費を要する事実を証明することができる書類（医師の診断書等）を添付してください。
18	結婚貸付けで、入籍日して6か月以上経った後に挙げる結婚式も対象ですか。	対象です。新婚旅行の場合は、入籍日又は挙式日から前後6か月以内が対象となります（支払済の費用はNo6参照）。
19	在外教育施設への派遣や、配偶者同行休業を取得して海外へ行く際に、臨時に資金が必要となる場合はどのような貸付けを利用できますか。	【例】①賃貸住宅の費用 ⇒ 住宅貸付け（全納一括払い）、一般貸付け ②車やパソコン等の購入、渡航費 ⇒ 一般貸付け ③子供を海外の学校へ入学させる場合 ⇒ 教育貸付け（授業料等が有償） 契約書等がない場合は「赴任の手引き」に記載の必要額を上限に貸し付けます。
20	貸付けを受けた後、すぐに海外へ行ってしまふ場合の償還方法を知りたい。	在外教育施設派遣の場合は、給与から控除します。配偶者同行休業の場合は、償還猶予の制度（P9）を利用できます。利用しない場合は、納付書を国内連絡先に送付します。国内の金融機関の窓口で振込みをしてください。
21	一部繰上償還の金額はいくら以上か。	○毎月償還 10万円以上（1円単位）。 ○ボーナス併用償還 20万円以上（1円単位） ・毎月償還分のみは不可。 ・繰上償還額の2分の1以上をボーナス償還分に充てる。 ・ボーナス償還分を全額償還する場合は、ボーナス償還分のみ繰上償還が可能。
22	繰上償還を希望していますが、未償還金額がわからない。	貸付決定通知時に、借受人宛てに送付した償還表（返済計画書）で確認してください。 償還表を紛失した場合は、償還表再発行願を東京支部ホームページからダウンロードして、貸付担当に提出してください。 償還表再発行 

参考 一般・教育・医療・結婚・葬祭貸付けのモデルケース

- (1) 本表は 年利1.32%を適用しています。ただし、貸付金保険料0.06%を含んでいます。
- (2) 利率が変動する場合のことも考慮の上、無理のない返済計画を立ててください。
- (3) この表はモデルケースです。表にない種別・金額・回数の償還額は、「賦金率表」を見て計算してください。

一回当たりの償還額＝貸付金額×希望する償還回数の賦金率（円未満四捨五入）

毎月償還

医療は120万円110回まで 一般・結婚・葬祭は200万円120回まで 教育は550万円250回まで

償還回数	貸付金額											
	50万	70万	90万	100万	120万	150万	180万	200万	300万	400万	500万	550万
30	16,952	23,733	30,514	33,905	40,686	50,857	61,028	67,809	101,714	135,619	169,523	186,476
60	8,616	12,062	15,509	17,232	20,678	25,848	31,017	34,464	51,696	68,928	86,159	94,775
90	5,838	8,173	10,509	11,676	14,012	17,514	21,017	23,353	35,029	46,705	58,381	64,220
100	5,283	7,396	9,509	10,566	12,679	15,848	19,018	21,131	31,697	42,262	52,828	58,111
110	4,828	6,760	8,691	9,657	11,588	14,485	17,383	19,314	28,971	38,628	48,285	53,113
120	4,450	6,230	8,010	8,900	10,680	13,350	16,020	17,800	26,700	35,600	44,500	48,950
150	3,618	5,065	6,512	7,235	8,683	10,853	13,024	14,471	21,706	28,942	36,177	39,795
180	3,063	4,289	5,514	6,127	7,352	9,190	11,028	12,253	18,380	24,507	30,634	33,697
200	2,786	3,901	5,016	5,573	6,687	8,359	10,031	11,146	16,719	22,292	27,864	30,651
240	2,372	3,320	4,269	4,743	5,692	7,115	8,538	9,486	14,229	18,972	23,716	26,087
250	2,289	3,204	4,120	4,577	5,493	6,866	8,239	9,155	13,732	18,309	22,887	25,175

ボーナス併用償還

※申込み月でなく、貸付(送金)月で見てください。

※ボーナス償還に充てられる額は、申込金額の2分の1以内で50万円単位です。

貸付月	償還回数	貸付金額					貸付月	償還回数	貸付金額				
		50万	100万	150万	200万	250万			50万	100万	150万	200万	250万
5月・11月	10	51,550	103,099	154,649	206,199	257,748	2月・8月	10	51,720	103,439	155,159	206,878	258,598
	15	34,928	69,857	104,785	139,714	174,642		15	35,044	70,087	105,131	140,174	175,218
	18	29,390	58,781	88,171	117,562	146,952		18	29,487	58,975	88,462	117,949	147,437
	20	26,622	53,245	79,867	106,489	133,112		20	26,710	53,420	80,130	106,840	133,550
	25	21,642	43,284	64,927	86,569	108,211		25	21,714	43,427	65,141	86,854	108,568
	30	18,325	36,650	54,975	73,301	91,626		30	18,386	36,771	55,157	73,542	91,928
	40	14,186	28,371	42,557	56,742	70,928		40	14,232	28,465	42,697	56,929	71,162
	41	13,883	27,766	41,649	55,533	69,416	41	13,929	27,858	41,787	55,716	69,644	
4月・10月	10	51,606	103,213	154,819	206,425	258,032	1月・7月	10	51,776	103,553	155,329	207,105	258,881
	15	34,967	69,934	104,900	139,867	174,834		15	35,082	70,164	105,246	140,328	175,410
	18	29,423	58,845	88,268	117,691	147,114		18	29,520	59,039	88,559	118,078	147,598
	20	26,652	53,303	79,955	106,606	133,258		20	26,739	53,479	80,218	106,957	133,697
	25	21,666	43,332	64,998	86,664	108,330		25	21,737	43,475	65,212	86,949	108,687
	30	18,345	36,691	55,036	73,381	91,727		30	18,406	36,811	55,217	73,623	92,029
	40	14,201	28,402	42,603	56,805	71,006		40	14,248	28,496	42,744	56,992	71,239
	41	13,898	27,797	41,695	55,594	69,492	41	13,944	27,888	41,832	55,777	69,721	
3月・9月	10	51,663	103,326	154,989	206,652	258,315	12月・6月	10	51,833	103,666	155,499	207,332	259,165
	15	35,005	70,010	105,016	140,021	175,026		15	35,120	70,241	105,361	140,481	175,602
	18	29,455	58,910	88,365	117,820	147,275		18	29,552	59,104	88,656	118,208	147,759
	20	26,681	53,362	80,042	106,723	133,404		20	26,769	53,537	80,306	107,074	133,843
	25	21,690	43,380	65,069	86,759	108,449		25	21,761	43,522	65,283	87,045	108,806
	30	18,365	36,731	55,096	73,462	91,827		30	18,426	36,852	55,278	73,703	92,129
	40	14,217	28,433	42,650	56,867	71,084		40	14,263	28,527	42,790	57,054	71,317
	41	13,914	27,827	41,741	55,655	69,568	41	13,959	27,919	41,878	55,838	69,797	

参考 賦金率表

※賦金率表の詳細は、公立学校共済組合本部ホームページをご参照ください。

賦金率表



(1) 毎月償還

(例) $\frac{\text{申込金額}}{\text{回数}} \times \text{希望する償還回数の賦金率} = \text{1回あたりの償還額}$ 【1円未満は四捨五入】
 $\frac{2,000,000}{120} \times 0.0089000057 = 17,800 \text{円 (17800.01)}$

賦金率表〔毎月償還〕 年利=1.32% 月利=0.1100%

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.0011000000	21	0.0481973496	41	0.0249577878	61	0.0169586044	81	0.01291063	101	0.0104666111
2	0.5008251512	22	0.0460317580	42	0.0243768492	62	0.0166941493	82	0.012760091	102	0.0103695899
3	0.3340669354	23	0.0440544874	43	0.0238229356	63	0.0164380929	83	0.012613181	103	0.0102744546
4	0.2506878779	24	0.0422419978	44	0.0232942045	64	0.0161900414	84	0.012469772	104	0.0101811507
5	0.2006604837	25	0.0405745154	45	0.0227889770	65	0.0159496254	85	0.01232974	105	0.0100896260
6	0.1673089212	26	0.0390353086	46	0.0223057204	66	0.0157164977	86	0.012192967	106	0.0099998300
7	0.1434864053	27	0.0376101246	47	0.0218430321	67	0.0154903321	87	0.01205934	107	0.0099117144
8	0.1256195436	28	0.0362867467	48	0.0213996267	68	0.0152708214	88	0.011928752	108	0.0098252324
9	0.1117231180	29	0.0350546432	49	0.0209743236	69	0.0150576762	89	0.011801102	109	0.0097403390
10	0.1006059977	30	0.0339046866	50	0.0205660366	70	0.0148506237	90	0.01167629	110	0.0096566910
11	0.0915101903	31	0.0328289273	51	0.0201737649	71	0.0146494066	91	0.011554223	111	0.0095751466
12	0.0839303676	32	0.0318204092	52	0.0197965844	72	0.0144537816	92	0.011434812	112	0.0094947655
13	0.0775166870	33	0.0308730195	53	0.0194336409	73	0.0142635190	93	0.011317972	113	0.0094158089
14	0.0720192608	34	0.0299813646	54	0.0190841435	74	0.0140784013	94	0.011203619	114	0.0093382392
15	0.0672548383	35	0.0291406671	55	0.0187473588	75	0.0138982228	95	0.011091676	115	0.0092620203
16	0.0630859811	36	0.0283466807	56	0.0184226057	76	0.0137227885	96	0.010982068	116	0.0091871172
17	0.0594075896	37	0.0275956178	57	0.0181092510	77	0.0135519135	97	0.010874721	117	0.0091134963
18	0.0561379195	38	0.0268840900	58	0.0178067051	78	0.0133854225	98	0.010769567	118	0.0090411249
19	0.0532124358	39	0.0262090558	59	0.0175144183	79	0.0132231491	99	0.01066654	119	0.0089699715
20	0.0505795105	40	0.0255677785	60	0.0172318779	80	0.0130649349	100	0.010565575	120	0.0089000057

(2) ボーナス併用償還 (申込金額を毎月償還とボーナス償還に充てる金額に分けてそれぞれ計算する)

(例) $\frac{\text{毎月償還に充てる金額}}{\text{回数}} \times \text{希望する償還回数の賦金率} = \text{一回あたりの償還額}$ 【1円未満は四捨五入】
 $\frac{1,000,000 \text{円}}{60} \times 0.0172318779 = 17,232 \text{円 (17,231.88)}$

(例) $\frac{\text{ボーナス償還に充てる金額}}{\text{回数}} \times \text{希望する償還回数の賦金率} = \text{一回あたりの償還額}$ 【1円未満は四捨五入】
 $\frac{1,000,000 \text{円}}{10} \times 0.1030993927 = 103,099 \text{円 (103,099.39)}$
 (5月貸付)

賦金率表〔ボーナス償還〕 年利=1.32% 半年利=0.6600%

回数	5・11貸付月	回数	4・10貸付月	回数	3・9貸付月	回数	2・8貸付月	回数	1・7貸付月	回数	12・6貸付月
1	1.0031000000	1	1.0022000000	1	1.0033000000	1	1.0044000000	1	1.0055000000	1	1.0066000000
2	0.5021963819	2	0.5027481910	2	0.5033000000	2	0.5038518090	2	0.5044036181	2	0.5049554271
3	0.3358975747	3	0.3362666561	3	0.3366357374	3	0.3370048188	3	0.3373739001	3	0.3377429815
4	0.2527499702	4	0.2530276897	4	0.2533054092	4	0.2535831287	4	0.2538608481	4	0.2541385676
5	0.2028628467	5	0.2030857507	5	0.2033086546	5	0.2035315586	5	0.2037544625	5	0.2039773664
6	0.1696059637	6	0.1697923253	6	0.1699786868	6	0.1701650484	6	0.1703514100	6	0.1705377715
7	0.1458520752	7	0.1460123362	7	0.1461725972	7	0.1463328582	7	0.1464931192	7	0.1466533802
8	0.1280375582	8	0.1281782448	8	0.1283189313	8	0.1284596179	8	0.1286003044	8	0.1287409910
9	0.1141826222	9	0.1143080850	9	0.1144335479	9	0.1145590108	9	0.1146844737	9	0.1148099365
10	0.1030993927	10	0.1032126774	10	0.1033259622	10	0.1034392469	10	0.1035525316	10	0.1036658163
11	0.0940319499	11	0.0941352714	11	0.0942385929	11	0.0943419143	11	0.0944452358	11	0.0945485573
12	0.0864763469	12	0.0865713664	12	0.0866663858	12	0.0867614053	12	0.0868564247	12	0.0869514442
13	0.0800383676	13	0.0801716929	13	0.0803059682	13	0.0804396334	13	0.0805732986	13	0.0807069638
14	0.0746047976	14	0.0746867727	14	0.0747687478	14	0.0748507229	14	0.0749326980	14	0.0750146731
15	0.0698568970	15	0.0699336551	15	0.0700104133	15	0.0700871715	15	0.0701639296	15	0.0702406878
16	0.0657029333	16	0.0657751271	16	0.0658473209	16	0.0659195147	16	0.0659917085	16	0.0660639024
17	0.0620380941	17	0.0621062610	17	0.0621744279	17	0.0622425948	17	0.0623107617	17	0.0623789287
18	0.0587808585	18	0.0588454464	18	0.0589100343	18	0.0589746222	18	0.0590392101	18	0.0591037980
19	0.0558668681	19	0.0559282541	19	0.0559896401	19	0.0560510262	19	0.0561124122	19	0.0561737982
20	0.0532446360	20	0.0533031407	20	0.0533616455	20	0.0534201502	20	0.0534786550	20	0.0535371597
21	0.0508724824	21	0.0509283806	21	0.0509842788	21	0.0510401771	21	0.0510960753	21	0.0511519736
22	0.0487163056	22	0.0487698346	22	0.0488233637	22	0.0488768927	22	0.0489304218	22	0.0489839508
23	0.0467479347	23	0.0467993009	23	0.0468506671	23	0.0469020333	23	0.0469533996	23	0.0470047658
24	0.0449438938	24	0.0449932778	24	0.0450426617	24	0.0450920457	24	0.0451414297	24	0.0451908136
25	0.0432844634	25	0.0433320240	25	0.0433795846	25	0.0434271452	25	0.0434747058	25	0.0435222664
26	0.0417529575	26	0.0417988353	26	0.0418447131	26	0.0418905909	26	0.0419364687	26	0.0419823465
27	0.0403351623	27	0.0403794822	27	0.0404238021	27	0.0404681221	27	0.0405124420	27	0.0405567619
28	0.0390188943	28	0.0390617680	28	0.0391046416	28	0.0391475152	28	0.0391903888	28	0.0392332625
29	0.0377936508	29	0.0378351782	29	0.0378767055	29	0.0379182328	29	0.0379597602	29	0.0380012875
30	0.0366503292	30	0.0366906003	30	0.0367308714	30	0.0367711424	30	0.0368114135	30	0.0368516845
31	0.0355810016	31	0.0356200976	31	0.0356591937	31	0.0356982898	31	0.0357373859	31	0.0357764820
32	0.0345787308	32	0.0346167256	32	0.0346547204	32	0.0346927152	32	0.0347307101	32	0.0347687049
33	0.0336374209	33	0.0336743814	33	0.0337113419	33	0.0337483024	33	0.0337852629	33	0.0338222334
34	0.0327516928	34	0.0327876801	34	0.0328236673	34	0.0328596546	34	0.0328956419	34	0.0329316292
35	0.0319167823	35	0.0319518522	35	0.0319869221	35	0.0320219920	35	0.0320570619	35	0.0320921317
36	0.0311284546	36	0.0311626583	36	0.0311968620	36	0.0312310656	36	0.0312652693	36	0.0312994730
37	0.0303829326	37	0.0304163171	37	0.0304497016	37	0.0304830861	37	0.0305164707	37	0.0305498552
38	0.0296768369	38	0.0297094456	38	0.0297420542	38	0.0297746629	38	0.0298072715	38	0.0298398802
39	0.0290071346	39	0.0290390074	39	0.0290708802	39	0.0291027530	39	0.0291346258	39	0.0291664986
40	0.0283710962	40	0.0284022701	40	0.0284334440	40	0.0284646179	40	0.0284957918	40	0.0285269658
41	0.0277662583	41	0.0277967676	41	0.0278272770	41	0.0278577863	41	0.0278882956	41	0.0279188049